

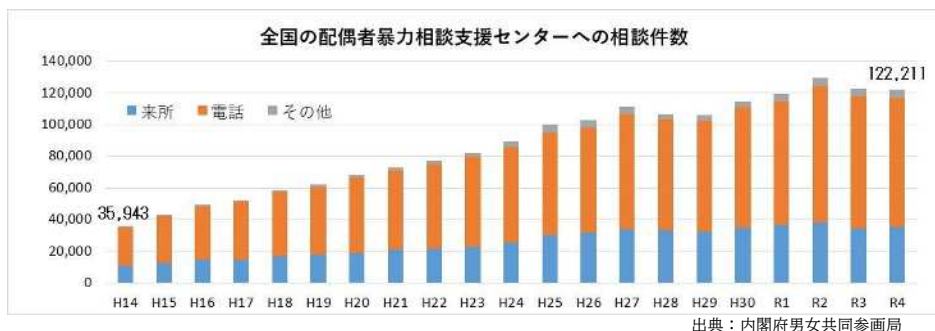
(1) すべての人の人権が尊重される社会づくり

10年後の目指す姿

- ◆多様な価値観と生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現している。
- ◆部落差別をはじめとする様々な差別意識や差別発言、差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差が解消されている。
- ◆暴力やハラスメントを容認しない社会が構築され、誰もが不安を抱くことなく暮らしている。

現状と課題

- 部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療、性的少数者など、様々な人権課題がある中で、さらにこれが、情報化の進展などの社会情勢の変化により複雑・多様化しています。
- インターネット上の人権侵害に加え、AIによる人権侵害など、新たな人権リスクが問題視され始めています。
- 人権に関する県民意識調査（令和5年度）では、人権に関心がある人は約7割である一方で、人権問題講演会等の参加経験は3割弱にとどまっています。人権尊重社会の確立に向けて体系的・効果的な人権教育・啓発を推進することが求められています。
- 差別解消3法^{※1}を踏まえ、引き続き差別解消に向けて取り組む必要があります。また、令和5年には「LGBT理解増進法」が施行されました。
- あらゆる人権課題の解決に向けては、人権教育・啓発のみならず、当事者の現状や思いを正しく理解し、相談・支援の充実を図るなど、人権施策を総合的に推進する必要があります。
- DV^{※2}、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど、配偶者暴力相談支援センター等への相談は年々増加しています。特に女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する社会問題となっており、暴力やハラスメントの根絶に向けた取組が必要です。



※1 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法。平成28年4月施行
 ※2 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス「domestic violence」）の略



主な取組

①多様な価値観を認め合う社会づくりの推進

- ・様々な分野における人権課題に関する教育・啓発の推進
- ・小・中・高等学校等における人権課題についての計画的な学習の推進
- ・県職員の人権研修の充実と市町村職員研修への支援
- ・人権尊重社会づくりに取り組む県内の個人・団体の顕彰



大分県人権啓発イメージキャラクター「こころちゃん」

②あらゆる差別解消の推進

- ・関係機関と連携した人権問題の相談支援体制の充実
- ・人権尊重社会づくりに取り組むNPO等の活動支援
- ・パートナーシップ宣誓制度^{※3}の周知・啓発など、性的少数者への支援強化
- ・プライバシーの侵害や誹謗中傷など、インターネットやAIによる人権侵害への対応



令和5年度人権ポスター最優秀作品（小学生低学年以下の部）

③部落差別解消の推進

- ・部落差別解消推進法を踏まえた諸問題解決に向けた取組の推進
- ・市町村の隣保館活動への支援や連携した教育・啓発の実施
- ・企業や団体等の公正採用確立などに向けた研修の強化

④暴力やハラスメントの根絶に向けた取組の推進

- ・女性に対する暴力やハラスメントを予防し、根絶するための広報・啓発活動の推進
- ・DVに対する相談・保護・自立支援体制の充実
- ・おおいた性暴力救援センター「すみれ」による性暴力・性犯罪被害者支援の推進



「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発

目標指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 | | | | | |
|-----------------------------|-----|------|------|------|------|------|-------|
| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
| 企業・団体等が行う人権啓発研修への講師等派遣件数（件） | 147 | 150 | 153 | 156 | 159 | 162 | 175 |
| 体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合（％） | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

※3 各自治体が同性同士などのカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度

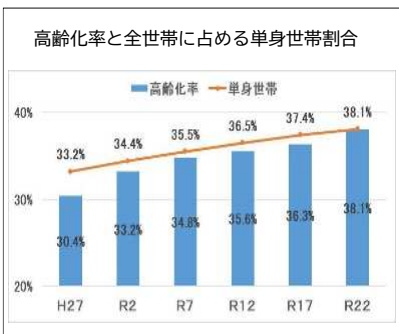
(2) 誰もが共につながり支え合う地域共生社会の実現

10年後の目指す姿

- ◆支える側と支えられる側という関係を越えて、住民や多様な主体が自ら参画し、地域の課題解決に取り組んでいる。
- ◆ダブルケア※1や8050問題※2、ひきこもりなど世帯の抱える様々な課題にワンストップで対応できる包括的な支援体制が構築されている。

現状と課題

- 少子高齢化に伴う人口減少や単身世帯の増加等により、地域における関係性が希薄化し、支え合い機能が低下するなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済に大きな打撃を与え、収入減少などで生活に困窮する世帯を増加させるとともに、孤独・孤立の問題も顕在化させ、依然として県民の日常生活や社会生活に影響を及ぼしています。
- こうした中で、子育てをしながら親や祖父母の介護にも追われるダブルケアや、高齢の親が無職の子の生計を支える8050問題など、世帯の抱える課題が複合化・複雑化しています。また、ひきこもりの高齢化・長期化も問題になっています。
- 高齢・障がい・子育てなど、制度や分野ごとの縦割りを超えて、横断的な課題や制度の狭間にある課題に対しても包括的に対応できる相談支援体制の整備が必要です。
- また、困りごとを抱える本人や世帯が、他者や地域、社会と関わり、自分に合った役割を見出すための多様な接点を確保していくことも求められています。
- 集落の小規模化・高齢化が進み、集落内の支え合い機能が一層低下していることから、集落同士で支え合う体制の維持など、持続可能な仕組みが求められています。



出典：平成27年は国勢調査
令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(H30.3.30公表)」

| | 生産年齢人口(15~64歳) | 内訳 | |
|--------------|------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 子ども・若年層(15~39歳) | 中高年層(40~64歳) |
| ひきこもり人数(前回比) | 12,473人(+3,101人) | 5,260人(H27比(+1,106人)) | 7,213人(H30比(+1,995人)) |

出典：令和4年度「子ども・若者の意識と生活に関する調査(内閣府)を基に、令和2年度国勢調査人口から大分県内における生産年齢人口(15~64歳)のひきこもり人数を推計



主な取組

①共に支え合う地域づくり

- ・こどもから高齢者まで多様な地域住民が参加する多世代交流活動の推進
- ・見守りや相談支援など、企業・団体の地域福祉活動の推進
- ・住民参加型福祉サービス※3など支え合い活動等の促進
- ・民生委員・児童委員の活動への支援の充実
- ・福祉ボランティア活動を希望する人への研修等の実施
- ・地域の課題解決に向けて、地域が自ら考え、計画的に取り組むネットワーク・コミュニティの取組の推進
- ・住宅確保要配慮者の居住支援の理解醸成に向けた取組の推進



こどもから高齢者まで多世代にわたる交流



住民参加型福祉サービスによる屋根の補修



多機関が協働する杵築市全世代支援センター「まるっと」

②多機関が協働した相談支援体制の整備

- ・地域の複合的な課題等を包括的に受け止める相談支援体制づくり、相談支援機関相互の連携を図る人材の育成
- ・社会福祉協議会の相談支援やコーディネート機能の強化
- ・ひきこもり地域支援センターの相談・支援機能のさらなる充実や関係機関の連携強化
- ・社会福祉事業等に従事する職員の確保・資質向上のための研修等の実施
- ・県域で活動する保健福祉関係団体の拠点の整備

③社会とのつながりづくり

- ・生活に困窮する人等に対する就労支援や生活習慣の改善など、自立に向けた支援の充実
- ・認知症高齢者など判断能力が不十分な方に対する市民後見人の養成など権利擁護の推進
- ・県民の住まいと暮らしを支える居住支援協議会の設立や支援団体の拡充
- ・建築物や公共施設などのハード面と「あったか・はーと駐車場利用証制度※4」などのソフト面におけるユニバーサルデザインの推進
- ・地域に暮らす住民の孤立化を防ぐ居場所(サードプレイス)づくりの推進

目標指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 | | | | | |
|-------------------------------|-----|------|------|------|------|------|-------|
| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
| 包括的な支援体制が整備されている市町村の数(市町村・累計) | 5 | 9 | 12 | 14 | 16 | 18 | 18 |

※1 育児期にある者(世帯)が、子育てと親の介護を同時に担う状態
※2 主に80歳代の親が50歳代のこどもの生活を支えるという社会問題

※3 ごみ出しなど生活のちょっとした困りごとを、お互いが気を遣うことなく、有償でお手伝いする地域の支え合い活動
※4 歩行が困難な方などが、障がい者用駐車場など施設の入口付近の区画に駐車できるよう、県が共通の利用証を交付する制度

(3) NPOとの協働の推進と支援

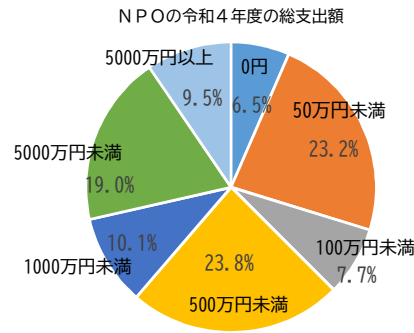
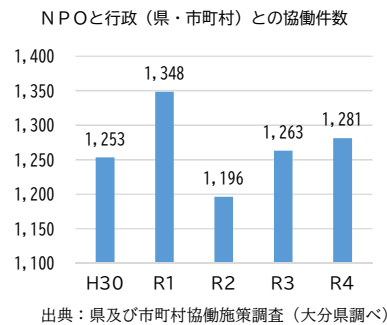


10年後の目指す姿

- ◆NPO（NPO法人やボランティア団体等）と企業など多様な主体との連携・協働により、地域課題を適切に解決できる体制ができています。
- ◆NPOの人材育成や活動資金の確保が進み、自立的活動基盤が強化されている。
- ◆災害発生時に、NPOが行政や災害ボランティアセンターと連携し、きめ細かな被災者への支援活動を展開する体制ができています。

現状と課題

- 人口減少の進行、県民ニーズや価値観の多様化、地域コミュニティ機能の低下等を背景に、地域課題が多様化しています。NPOが行政はもとより、企業など多様な主体とより一層協働し、課題解決に向けて取り組むことが求められています。
- 本県のNPO法人のうち、事業規模が100万円未満の法人は3割強を占めており、資金不足などにより、安定した活動が困難な法人も少なくありません。
- NPOの役員の高齢化も進んでいます。活動の継続・発展のためには、若い世代がNPO活動に積極的に参画できるような環境づくりも必要です。
- 自然災害が頻発・激化する中、被災者支援に取り組むNPOの果たす役割はますます大きくなっています。迅速かつきめ細かな支援活動を行うためには、災害ボランティアセンターとNPOの協力体制を平時から構築しておく必要があります。



※県内のNPO法人数：449法人（令和4年度末現在）
 出典：令和5年度大分県NPO団体等の現状把握に関する調査（大分県調べ）

主な取組

①多様な主体との連携・協働の推進

- ・SNSを活用した若い世代や現役世代への情報発信の強化など県民理解の促進
- ・協働事例の発掘・評価等による協働の成果やメリットの見える化など、多様な主体の理解増進
- ・協働コーディネーター※1の育成・派遣など、NPOと多様な主体との協働の機会創出
- ・行政との協働推進のための組織・機能の充実、研修の拡充



行政職員のNPO現場体験研修（防災キャンプ）

②NPOの自立的活動基盤の強化

- ・おおいたボランティア・NPOセンターによる研修・講座の充実、NPOの活動を支える人材の育成など総合的支援
- ・会計・労務・税務・ガバナンス等の専門家の派遣など、組織強化に向けた支援
- ・多様な収入源の情報など、団体の活動に応じた資金調達に関する情報提供
- ・若い世代の参加に向けた大学等と連携した学生との交流促進
- ・公益財団法人おおいた共創基金など、中間支援団体※2との連携推進
- ・NPO法人への寄附を促す認定・特例認定や指定NPO法人制度※3の普及啓発



専門家（運営アドバイザー）による支援

③災害時の連携・協力体制の強化

- ・平時からの顔の見える関係づくりなど、NPO等の関係団体で構成される災害ボランティアネットワークの強化
- ・NPOと県・市町村社会福祉協議会等が連携した被災者の早期生活再建の活動支援



令和5年梅雨前線豪雨被害における災害ボランティアの活動

目標指標

| 指標名 | 基準値 | 目標値 | | | | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 |
| 多様な主体との協働に取り組むNPOの割合（%） | 59.6 | 61.1 | 62.6 | 64.1 | 65.6 | 67.1 | 74.6 |
| NPOと行政（県・市町村）との協働件数（件） | 1,314 | 1,336 | 1,356 | 1,376 | 1,394 | 1,410 | 1,472 |

※1 地域において、様々なNPOをネットワーク化するなど、NPO、企業、行政等の協働を進めるためのコーディネートを行う人材
 ※2 NPO活動を行う団体の運営や活動に関する助言、援助などを行う団体
 ※3 当該NPO法人に個人や法人が寄附した場合、税制優遇措置を受けられる制度